

責任の哲学 (E・ボーデンハイマー)

—Philosophy of Responsibility by Edgar Bodenheimer, 1980—

中村秀次

目次

まえがき

本論

一 責任の一般理論

(一) 責任の意味づけと根拠

(二) 責任と自由意志

(三) 責任の限定

二 責任の多様性

(一) 実存的責任

(二) 家族関係における責任

(三) 他者に対する責任

(四) 社会的・政治的責任

(五) 超人格的責任

あとがき

まえがき

本書が対応する問題状況とそれに対する一般的态度は以下のようなものである。即ち、アメリカ社会は、近年において国民の権利と自由、国民の必要と要求について、それに対する政府の保障と奉仕については多く耳にしたけれども、国民の色々の次元・方向での諸々の義務と責任については余り耳にしなかった。人々は声高にその権利を主張し、その要求を迫るが、同じく尊重を求める他者の権利と要求に対しては全く沈黙している。人々は個人主義・利己主義に陥って、各人夫々が社会環境の中で孤立している。一方にしか窓のないモナドのような配列で社会の現在のな目先の事柄にだけ強く反応し、将来に対して配慮しないようになっていく。

こうした状況の中で、責任の意識が希薄化乃至変容を被り、危機に直面している。この危機の証拠として、犯罪と非行の攻勢、街頭や学校における暴力行為の多発化、離婚問題の顕著化、政府・企業・組合の墮落、まやかしの勤勉さと私的利益の追求の烈しさがあげられる。こうした認識に後押しされて、著者は、権利と自由の要求を個人責任に基く義務と抑制の要請と調和させないならば社会解体の可能性が現実化するであろうと警告する。

このような主調を展開し、その趨勢の訂正を求める作業は二部に分れる。第一部では、責任の一般理論の確認の作業がなさ

れ、第二部では、責任の多様な発現形態の中で種々の責任概念の意味づけが検討される。

## 本論

### 一 責任の一般理論

#### (一) 責任の意味づけと根拠

(責任の意味) 責任概念は語原的には「応答する to respond」という言葉に由来する。責任概念の共通分母の第一もそれと同じく、応答すること、答えることの中に見出されている。それは自分の立場を正当化する形としてとらえられる。第二の要素は帰責ということであり、それは通例様々の形の制裁を伴う(1)。

次に、帰責の条件は何か。それは意思的選択という前提である。ここで非難可能性の観念が責任観念に結びつけられる(2)。

(責任の根拠) 責任の實在的根拠はあるのかどうか、あるとすれば何処にあるのであろうか。言わば責任のルーツに関して問題は次のように立てられる。責任観念は、少数権力者が多数者の行動を統制するための手段として発明された道具にすぎないのか、それとも人格それ自体の中に構造的につきなご止められている公準であるのか、と。もし前者とするならば、個人は実在的にはその行為に対して何らの責任も負う理由はなく、ただ現実的な外部的強制にのみ関わるということになるであらう。人間は自然性向として自由であるのに社会がその前に恣意的に

障壁を設けたということになるであろう。例えばマックス・シュティルナーによれば、人は自分の自然的欲求を満足させるために自分の望むことは何でも行う権利を有するし、自分自身に対してであれ他者に対してであれ如何なる義務も負わない。人間は特別の使命などを有するものではなく、獲られる限りの物すべてを享受し、費消してよいし、自分で自分に課した法以外の法を尊重する必要はない(3)。

このような主張はそれ自体としては明らかに不十分なものである。ポードンハイマー教授は次の二点でこれを批判する。第一は、自分自身に対する責任の实在性を否定し、内的努力の必然性を無視していることである。第二は、他者に対する責任の实在性を否定し、他者との調和のため理性によって代表される社会的に普遍的な道徳原理を無視していることである(4)。この原理は黄金律と呼ばれるものであり、著者はその中に責任観念の理念的根拠を見出す。消極的な公式の形では、人からされたくないことを他者に対して為すことを禁じ、積極的な形では、人からして欲しいことを他者に対して為せと命じる。黄金律の真理は何によって支えられるか。著者によれば、宗教的・形而上学的議論に頼ることは必要でなく、人を殺したり、傷害苦痛を生ぜしめたり、人の正当な期待を欺いたりする行動に対して個々人が反応する様式という日常的経験によって基礎づけられる。この経験的事実はその反応の非独自性・共通性に着目して普遍的な形へ論理化される。こうして責任の根拠は感覚的に人

間の生来的な道徳的知覚能力にまで辿られ、人間の本性の個人的成分並びに社会的成分の両者の中に實在的に据えられる(5)。

## (二) 責任と自由意思

(自由意思の関連性) 責任の問題は自由意思との関連性を問うことなしには十分には解かれない。ポードンハイマー教授は、意思決定上の自由を論証しようとする。そこで先ず決定論の既定形式が扱われる。責任観念は、硬い決定論的立場によれば破壊される。人間行動が先行する因果力に対する自動的反應にすぎないとすれば、所定条件の下で当人にとってただ一つの行為しか可能でないとすれば、そのような者に非難を向けても無駄である。決定論の見地の下では刑罰制度も意味を変え、法律に違反した者は因果連鎖によって強いられた行動に対して社会等の保護の名目などのために例えば不定期拘禁のような処置を被ることが想定される。これに対して柔らかな決定論が唱えられ、決定論的哲学と刑罰制度との間には和解させ難いような対立はないと論じられる。そこでは刑罰が行為に対する動機を提供することが前提とされている。特定の事件にこの動機づけが有効でなかったとしても、現に刑罰威嚇に応答できなかった者に刑罰を加えることが正当化される。刑罰を加えること自体が決定的要因として作用する以上、処罰によって犯罪者の行動は将来に亘って変化しうることを、他の社会構成員も犯人の処罰を鑑みて類似の行為を犯すのを抑止されることが仮定されているからである(6)。柔らかな決定論は、規範論としてか仮証論と

してか中途半端の感を免れ難い。一貫した厳格な決定論に依つて、行為者は当該犯罪の刑罰威嚇によつて抑止されなかつたし、抑止されることができなかつたという方が明快である。

ここで幾つかの方向が指摘される。第一は決定論と責任刑罰制度とは矛盾しないという立場であり、第二は決定論と責任刑罰制度とは両立しないとして後者を廃棄する立場であり、第三は決定論を再吟味する立場である。第一の方向は英米では、O・W・ホームズの示唆に代表される。それによれば、有罪決定された者は道徳的責任の意味では無実であるかもしれないが、その立場は恰度祖国の為に死地に赴く兵士になぞらえられ、社会は彼を目的に對する手段として取り扱つてよいし、公共の福利の為に犠牲に供してもよいのであつて、一般の社会構成員が犯罪を犯すのを挫くために刑罰を加えることが公共の福利を増進させるのである。行為者はその犯罪を回避できなかったとしても、その犯罪に對して刑罰を加えるという社会の側の反応もまた回避することができないというのがホームズの指摘する立場というものである(8)。これは明らかに冷徹な立場である。全くの野蛮だという者もあるが歴史的にみても何ら珍奇な叙述ではない。もしも他にそれに代り得べきものが見出されないとしたら受容せざるを得ない立場としてであるとポーデンハイマー教授も認めている(9)。

第二の方向は理論的立場としてとどまつている。このような理論には主張そのものとは次元の異なる幾つかの問題が常に付

着しているものである。一つには責任・刑罰の意味内容の把握の問題があり、その他主張者の意図・意識はどうであるかという問題、社会総体の中での理論の社会的役割の問題もある。著者の立場は決定論の再吟味という第三の正統的方向である。

(決定論の吟味) 決定論は、従来人間の意思が因果性の法則に服するという理論として記述されてきたところから、先ずその因果の法則というものが吟味される。因果法則には二つの意義があつて、その一は単なる因果連鎖の意、その二は必然的生起の意であり、過去の古典的学者の多くは第二の意の因果性を想定していた。ある出来事が現実にと起るときは常に不変の法則の働きに従つて一定の結果が峻厳な必然性をもって確実に現実化する(10)ことが仮定された。このように理解された立場が現代の自然科学の発展によつて周知の厳しい批判的検討にさらされたわけである。結局アインシュタイン以後の物理学の発展が強く示唆した可能性というものは、厳格な決定論を放棄したからといってそのことは何も世界は神のさいころに依存する(11)という結論に必然的に導かれるわけのものではない、ということである。実際には因果性を二つの次元・種類に分別するやり方が採り出され、再発見されることになる。例えば、あらゆる場合に一般的に確実に適用される法則を意味する第一型と単一出来事の個別化された原因に関する第二型とを区別する見地(12)、強い形の因果性と弱い形の因果性とを区別する見地(13)、決定

論的因果性とは非決定論的因果性とは分別する見地などがある。

非決定論的形態の因果性が自然界に存在するかどうかということについてはなお異論があるとしても、自然界で起る事柄はすべて硬直な法則の作用に帰せられるという見地が捨てられるとすれば因果律を物理学の中に再構築することは可能であると信じる多くの学者がいることは確かである(11)。ましてや人間の決定の次元には非決定論的因果性は頻繁に見出されるとして、著者は、多くの場合意思決定者は行動の前に幾つかの行為の可能性を有したと仮定してよいと結論する(12)。

(自己決定性の論証) 人間の行動は硬直な物理学的乃至心理学的法則の作用によって必然的に強制されるものではないというだけでは、自由意思の問題はまだ解決されたとはいえない。人間の意思決定の自由を否定する理論が他に様々に主張されているということが一つある。例えば動機決定性の理論や性格決定性の理論がある。動機決定性の理論にも多様なものが考えられるが、その一として、最強動機決定説というものがある。人間の意思決定に先行して諸々の動機の争いがあるが、その結果、意思活動は最強の動機、より強力な動機によって決定されるとする(13)。この理論の非難されるべき点はその実体化思考にある。動機をそれ自体として人間の意識に強制すべき独立の力をもつ実体として眺めている点にある。著者は感覚的な常識心理学の観点から動機決定性を批判している(14)。

動機決定性の二は無意識的なものに関わる。例えば、本人が

認識しておらず、それ故に統御することもできないような無意識的要因が決定的動機であるかもしれないわけであるから、人間の動機過程は自由でない主張される(15)。この点、フロイドはもっと慎重であった(16)。我々の心理の世界が偶々偶々で意識的にか無意識的にか動機づけられているということは、その意思決定が自由でないということを必ずしも意味するものではないわけであるから。無意識の動機が表面上の意識的選択を破壊したと言えるような場合があるかもしれないが、無意識的というものも統合された単位としての人の人格構造の一部を成すものであるとすれば、方向性や形態は多様であれ、行為者の最終的意思決定の要素的成分に外ならないという場合が一般的には想定されるであろう。ここでも無意識なるものを不必要に実体化することには注意が必要である。著者は、潜在意識の圧倒的支配力について説得的な証拠の有無を考慮して、この点を実際の感覚に即応するように扱っている(17)。こうして、動機葛藤にあっても、殆どの場合には意識的自我が最終的決定を行うことが受容される。

性格決定性の理論は、意思決定者の性格は遺伝的資質と幼児期の環境とによって堅固に形成されるのでその者の選択は現実的なものではない、と論じる。ボーデンハイマー教授は日常経験法則を引き合いに出してこれに反対する(18)。また遺伝学者ドブツァンスキー及び精神医フランクフルに依拠して遺伝・環境決定論はその遺伝資質と環境条件に対して全く受動的な人間像

を仮定していると批判する(19)。遺伝と環境とが人々を一定の行為類型へ向けて予め傾向づけることは認められるが、強制はしないのであって、一定の決定上の自由が第三の要因として付け加えられることになる。人間は遺伝と環境と自己決定の所産であると宣言される(20)。

決定論からの脱皮は、古典的な立場、極端な精神病患者を除いて人間は自由で合理的な存在であるとする立場に戻ることを意味するものではない。現代心理学は、理性の抑制力による感情制御能力の欠如は比較的に僅少な異常な人々にあるにすぎないという信念を支持するものではないとして、人間の意思活動の諸々の領域に於いて異なる自由の度合が想定され、究極的決定の非自動性が確認される(21)。

### (三) 責任の限定

人類の文化的伝統に従って刑罰の観念は非難可能性及び個人責任の観念と結びついて一般的に認められているが、その責任には一定の限定が受け入れられてきた。責任の観念に依拠する法体系は違法行為について任意であったか任意でなかったか、意思的行為であったか非意思的行為であったかを区別する。古来、特定の事情を認識し、極端な強制もなく意思決定する場合に有責であるとされ、英米ではこれをメンズ・レア理論として理解されるところであるが、犯罪として客観的に成立するためには更に正当化事由が存在しない場合であることを要する。広い意味では、これらに関わる正当防衛、緊急避難、強制、錯誤

なども刑事責任の限定要因と言われる。著者が責任を限定する事由として本書でやや詳細に扱うのは精神の異常性の問題である。

(精神医学と刑事責任) 所謂精神疾患・欠陥と刑事責任との関連性という問題領域における状況はどうであったか。一九六〇年代頃までは、精神疾患は疑問の余地のない実在の病理現象であるとすなわち仮定が実践的に主調としてあった。重い精神の異常に苦しむ人々はその結果として自分の犯した違法行為に対する制御能力を有しないわけであるからその行為に対して刑事責任を問われるべきでない、という信念も一般に受け入れられていた。むしろ思想的には今世紀中葉を通じて、刑事責任の分野に医学モデルと言われる見地が浸透していった。精神医学界の若干の権威たちは、実際あらゆる犯罪は精神障害の徴候であり、その障害は刑罰よりは医学的治療によって処遇された方がよいと考えていた(22)。現実的には刑罰威嚇によって抑止されず、刑罰手段によって社会復帰させることができなるとする精神病患者や精神病質者が想定された。著者は二点に亘ってこの立場を批判する。第一に、医学モデルは利欲犯や行政犯などには適用できないとする。第二に、多くの精神障害者は刑事制裁その他に応答するという(23)。

ところで、医学モデルに対しては極端乃至ラディカルな対応が特に近年顕著であった。所謂反精神医学運動に連なる人々であり、アメリカのこの分野における代表者はトーマス・サズで

あった。彼は精神疾患は神話であると主張した<sup>(24)</sup>。精神医は現実には精神の病氣を取り扱っているのではなく、患者の個人的、社会的及び倫理的な生存の問題に直面しているものである。精神の病氣への信念は、民主的な政治体制の基礎にある責任の原理を掘り崩すから社会的に有害である。通例のパラノイアや精神分裂病を含む精神の病氣の大多数は、単に世間的でない行動様式とか現実社会生活上の要求に適合できないことを表出するにすぎないものであるから、そのような者はその行動に對して有責であつて、共同社会の刑法規範を侵したのであれば罰せられるべきであると結論される<sup>(25)</sup>。学界はサズの理論に對して概ね否定的であつた。その理論の診療的資料証拠による実証性が疑問視されたし、責任概念を誇張しすぎる傾向が非難されたのである<sup>(26)</sup>。著者も合理的な選択能力のない者を罰するのは疑問であるとする<sup>(27)</sup>。刑事責任の医学モデルの問題性は、一つは、精神医学内部の概念の明確化の度合・可能性に関わるし、二つは、近代科学の方法論上の反省に関わり、前者においては徹底化しきれていない点、後者においては単純化しすぎる点で疑問視される。

(精神異常抗弁の廃棄) 社会文化的条件の中で責任概念が変容を被るという現実に対応した形で、精神異常抗弁それ自体の存在を疑問視し、廃棄するか或いは少くとも有罪無罪を決定する手続からは排除されるべきだ、とする提案が強く唱えられるようになった。

第一に、反精神医学的立場からのものがあり、それによれば廃棄提案は精神疾患は現実には何の基礎も有しない神話であるという見地から論理的に派生したものだといわれる<sup>(28)</sup>。併し精神疾患が神話乃至幻想であると言うこととその神話なり幻想が社会生活上何らかの意義を帯びることと必ずしも矛盾するものではない。この立場は、精神病といわれるものについて余りに自己抑制的であつて、科学と政治との関係性を独自に読み込んでいのではないかと思われる。

精神異常抗弁に對する反対は、精神疾患の実在性を信じている人々によつても表明されると主張する。例えば、ノーヴァル・モリスは精神異常の抗弁は時代錯誤であると主張する。ただ有罪決定に必要な前提的意図たるメン・ス・レアの有無に關しては精神の病氣の証拠が許容される<sup>(29)</sup>。ヒニアニズム的管理社会のシステム観は、現象としてのマス・メディア的要求に敏感であるとしても、責任の社会的次元との関連性を考慮する視点の徹底さに欠ける憾みがある。

精神異常抗弁が社会階層的不公平・不平等を生ずることを理由に反対する見解がある。精神疾患の定義に關して精神医たちの間に有効な一致が存しないと、精神異常抗弁が成功するか否かは鑑定人としての精神医の陳述及び社会的信任・評価の度合によつて實質的に決定されることになり、社会的評価の高い鑑定人を要請できる階層とそうでない階層とで不公平な結果が生ずるのではないかと懸念されるわけである<sup>(30)</sup>。これは

鋭い指摘であるとはいへ、責任能力制度にとつての本質的な批判というわけにはいかない。

最もラディカルな提案は、単に精神異常抗弁の廃棄のみならずメンス・レアをも捨てるべきだとする提案である。ウットン夫人によれば、犯罪の法的定義としては外部的行為だけで満たされることになる。刑事裁判の目的は専ら当該違反行為が当該の者によって犯されたか否かを決定することであつて、将来においてそのような行為を予防するために最も有効な方法を確認することは有罪決定後の問題であり、将来的改善の方向性を有する専門家によつて解決されるべきだといふのである。これは、人間の精神状態についての伝統的認識方法に対する懷疑主義に発するものであり、法規範・裁判官といふものの社会的現実性の意味の担い手に対する不信乃至自信の欠如の表白であるかも知れないが、余りに社会現象を固定化して捉えるものであらう。従つて、著者も言うような、単に事故の場合でも有罪決定されるとの通俗的批判を免れえない(31)。

メンス・レアを消去することに対しては、刑事手続上人権尊重の理念に抵触し、自由に対する社会的管理的干渉に理論的歯止めがなくなるといふ現実的欠陥は決定的にある。そこで妥協的にメンス・レアは残して精神異常抗弁だけを廃棄しようとする考え方もある。H・L・A・ハートは、精神異常抗弁が曖昧で、法廷で精神医学的証拠が対立し合うことがあつて陪審を不必要に混乱させることを危惧している。この立場でも、精神医

学的証拠は有罪決定の後でしか許容されないし、主に被告人の過去の精神状態よりむしろ現在の精神状態に関連づけられることになる。これをボードン・ハイマー教授は、精神の異常性とメンス・レアとの関係をむしろ曖昧で内密なものにするとして批判する(32)。確かに精神疾患の存否を公判手続から脱落させることには重大な疑問がある。ここで著者が懸念しているのは、精神の異常性の証拠が公判手続から排除されるとしても、陪審には事実上被告人の異常性が歴然たるものとして感取されると、陪審に有罪決定をしづらせることになり、それと共に被告人の精神病院への拘束も不可能になるおそれがあるといふことである。この点には若干通俗的倫理学が一般的に適用される際の認識論的限界が現われている。それは度を超えれば一般的通俗的社會公共の理念によつて個々人に無言の忍受を強いることに十分の反省を欠く識者の傾向のことである。あらゆる学問理論の分かり易さは重要であるが、通俗的理解の流出は受容者の側の皮相な対応傾向によつて薄められるものである。

著者は刑事法学の權威(33)に依拠して先的前提的事実を再確認する。人は非難が欠けているのに当該犯罪で有罪と決定されるべきではないという観念は人類の集合良心の中に深く縫ひ込まれている。非難の観念は神話であるといふ決定論哲学は民衆の感情を無視するものである。人間は社会的及び法的規範に従うか否か選択しうる、との観念を捨てるより要求するような科学的事実を存しない。精神異常抗弁は、一定形態の精神疾患は



自由な選択を否定するということ、自由な選択能力を欠く者が有罪決定し処罰するのは不公正であるという前提に依存している(34)と。精神異常抗弁に代表されるような法律制度が以上のような前提事実の上に成立しているということは、それが当為であるからと理想であるからということと必ずしも同じではない。現実社会ではそういうものとして発現機能している方が究極の法の目的にとって増しであるという位のものだと観念した方がよいであろう。そうであるとすれば、著者には近代的論理的な社会文化の価値観・道徳観に対する楽天的な態度が十分反省されないで存するということになる。

(刑事責任能力の判断基準) 精神異常が刑事責任を阻却するとして、その法的判断基準をめぐって殊に英米では長い争いがあった。近代的国家では理念的には法的概念については外的な権威というものは本来想定されず、法構成員各自の意思が本来的権威であり法の根拠であることが想定されているはずである。ただ現実的には各意思の抽象化された一般意思というものが法的概念の判断に対しては法事実的判断者を指定している。

一八四三年に確認されたマクノートン・ルールズは(35)、行為者が精神の疾患乃至欠陥の結果として自分の行為の性質内容を認識しなかったか或いはその行為が悪いということを認識しなかったかどうかを基準とした。これには意思的・感情的側面を考慮していないとの批判があり、アメリカの若干の州ではそれに不可抗的衝動の理論が追加された。これによれば自分の行

為が悪いことだと知っていても精神疾患の結果として犯罪的衝動を抗拒すべき意思力を欠いていたとすれば免責されるが、犯罪行為は冷静且つ注意深く準備されつつも現実感を喪失した者の行為でありうるという場合を排除しようとして批判された。

以上に對して、犯罪行為が精神疾患乃至欠陥の所産であったならば刑事責任はないとするダラム・ルール(36)は法形式的には極めて明快な基準であるが、そのことは意図とは裏腹に逆に不確定性の要素のある精神医学内部の実態を裁判の場に公然とさらし出すことになると共に、免責された者の処遇に関して夥しい人権侵害訴訟を必然化した。問題は再び裁判所の判断を求めて投げ返されざるをえない形となり、貴重な実験という事実を残して廃棄された(37)。広く採用されてきたのは模範刑法典の基準であった。精神の疾患乃至欠陥の結果として行為の犯罪性(悪性)を理解する能力乃至その行為を法の要求に従わせる能力を實質的に欠く場合には刑事責任はない(精神病質を除く)とするもので、多くの国で最もポピュラーに認知されている考え方と一致するものであった。著者もこの基準を適切なものとして承認する。突発的行為に限定されるような不可抗的衝動テストの欠点を回避していること、所謂精神病質犯罪人を排除している点(38)、完全でなくとも實質的な能力喪失でよいとされているが、それは精神鑑定人や陪審に對して被告人の人格と行動を全体的に評価すると共に被告人の将来の行為への影響なども考慮に入れうる柔軟性を有する点が評価されている。模範刑

法典の基準それ自体はとりたてて非難することはないとし、精神病質を排除する第二段落の評価はわかれる。著者が賢明な妥協だという意味は、この歯止めがないと特に重大犯罪などで決定論的哲学が支配的な精神医学者の間で制御能力の欠如の申し立てが広く受容されて公立精神病院施設に加重な負担を生ずるからということである。この裏には社会公共の危険が想定されており、この危険を可能な限り未然に防ぐため法は自由意思と責任の事実を強く前提するということが陪審に説示されるべきであり、被告側は合理的な行為にできることができなかつたことを高度に説得的な証拠によって示さねばならないとする(39)。この種の主張の評価は社会歴史的背景に立ってみなければならぬとすれば一層難しい所がある。情況の認識論と思想の本質論と二つながら関連性があるから、一平面の同一結論も異なる意味を担うものである。

(減縮責任) 減縮責任の理論は一九五七年の殺人法によってイングランドに導入されたもので、殺人罪で起訴された被告人はその責任を実質的に減少させるような精神の異常性に苦しんでいたとの抗弁が許容され、それが認められると陪審は謀殺ではなく故殺で有罪決定してよいとするものである。カリフォルニアでは減縮能力の名で同種の抗弁が導入された。減縮責任については、英米法の刑罰体系の特殊性、カリフォルニアでは罪の問題と精神疾患の問題に分離して裁判される制度の特殊性が考慮される必要がある(40)。

カリフォルニアにおいてもその理論は予謀殺人を第二級謀殺乃至故殺に低減するために用いられるが、必ずしもこの状況に限定されない。先ずウェルズ事件(41)において、被告人は悪意ある予謀をもって看守を攻撃した罪で訴追された。最高裁は、被告側は裁判の第一の局面でその精神状態に関する精神医学的証拠を導入してよいし、それは悪意を抱くべき被告人の能力に疑問を投ずることがあると決定した。ゴルンゼン事件(42)では、被告人が飲酒して職工長と口論して殴打されたため銃で殺してやると告げて銃をとり戻って射殺したという事案につき、最高裁は、被告人は精神的に異常であり、その行為は自由意思によるというよりむしろ無意識の諸力の所産であるとする鑑定人の所見に従って第二級謀殺とした。ここに確立した減縮能力抗弁はその後多くの事例に適用されてきた。ゴルンゼン事件の鑑定人でもあったダイヤモンド教授は、科学的認識に裏打ちされた責任の実質的評価を志向するものとして減縮責任理論の意義を高く評価した(43)が、著者は批判的である。第一の批判点は犯罪の類型性に関する。故殺は突発的争闘や激情による殺人であって、注意深く準備された行為とは質的に異なるのである。第二の批判点は社会防衛の観点からのものである。内的制御が弱いから社会的危険性が特に大きい犯罪者が比較的短期の刑で放免されるのは疑問だというのである(44)。以上の理由で減縮能力抗弁はやがて捨てられるであろうと予想している。その理論はマクノートン・ルールの硬直さを緩和するために採

用されたものであって、一九七八年に模範刑法典の基準が採用された(45)以上それでまかない得るはずだといふのである。併しその際でも減縮責任理論は、法的には精神異常ではないがその意思的制御機能の低減がある場合には十分機能するものである。

ボーデンハイマー教授は通俗的社会倫理学に妥協する態度を固持して西ドイツ刑法の例に倣おうとする。西ドイツではそのような場合裁判所は刑の減輕をし得るが社会的危険性があればむしろ長期の拘禁を加えることができる(46)。この解決策こそ公衆に潜在的な保護を提供することができる合理的立場として推奨されるべきだといふのである。これでは折角のその責任の觀念の實質的考慮の価値が疑われよう。それを賢明といふか欺瞞的と評するか微妙であるが、本質的な相違が潜んでいるところではないか。その点に不分明な疑点を残しつつ、著者の責任觀念の外観的概要は理解し得るところである。責任概念を社会的及び法的秩序の中の適切な場所にもどすといふこと。責任觀念をめぐる中心的な基本的コモン・ロー原理にもどるのに機は熟しているといふこと。責任の全幅の否定は、科学的証拠によつて支持されないだけでなく、有害な心理的效果を有すること。即ち、その行動に及ぼすべき力を有しないと人に告げることとは、内的制御を築く努力を妨げ乃至弱める傾向をもつといふこと。重篤の精神の病氣によつてその決定上の自由が失われたり著しく低減されたことがないとするれば、その行為に対して有

責と考えられるべきであるといふこと(47)。

## 二 責任の多様性

第二部では、責任の多様性といふことで個別具体的自我の有する実存的責任、性的関係と家族関係において普遍的自我の有する責任、責任の社会的運因として同僚に対する責任、社会的政治的責任、そして最後に文明構築に対する超人格的責任が扱われる。このような分類は便宜的であつて本質的とは思われないが、若干検討に値する論点がある。

### (一) 実存的責任

(自己完成義務) 第一に、実存的責任として人間は自分自身に対して責任を有するといふ問題の立て方自体にこだわりや疚しさが感じられないか疑問があるが、それは一応措くとして、そのような責任があるとすれば、それは人間には自己完成への内的欲動があるといふ事実に基づきつけられるものであろう。そこで果して人間は自己完成への内的欲動を有するかどうか問われてきたわけである。この問題はフロイドとアドラーとが分岐した点でもあつた(48)。フロイドは人間の自己完成へ向う内的衝動のようなものの存在を信じなかつた。人間の発達は動物の発達と全く異なるような説明を必要としないものであつて、少数者の中に見られるような将来的完成への不断的努力は本能抑圧の結果に外ならないのであり、通常人の傾向はむしろ内的平静の維持と神経的緊張の減少にあるとした(49)。これに対し

A・アドラーは、完成への努力は生来の気質の形態で生涯に亘って随伴すると主張した(50)。上向きの欲動を欠く者は不幸で不満の生活を送らざるを得ないというアドラーの見地には科学的目的観念への依存的妥協の姿が看取されよう。著者は、人道主義心理学乃至人格心理学と称する人々(51)がアドラーの見解を支持したことを確認するが、実証的分析はさておいて、もしもあらゆる人間能力の可能性の開花が望ましいことに同意があれば自己改善への努力はすべての者の責任となるというような曖昧な言い方に結びつけられる(52)。この種の主張には一種の楽天主義か虚偽性がまといつくものであるが、主張それ自体としては可能なものである。併しそれは「外部から何らかの心理的補強を受け取ることができず、受け取るべきである(53)」という方向へ向うことになって危惧感呼びおこしたり、逆向きの強い反応をも招来する。

(不健康権) 例えは、人は不健康である権利を有するという極端なリベラリズムの立場がある(54)。それによれば、不健康である権利は医学的拡張主義と帝国主義及び政府の福祉行政によって危険にさらされてきた。医学帝国主義の正当性の根底には、疾患は医者によって作り出されるのではなくその外にあって発見を待っている実体であるという仮定があり、その背後には科学の中立性の神話即ち理論と事実とを錯覚する神話が横たわっている。要するに、病氣は屬性であって記述ではないということであるから、健康と病氣とを明瞭に区別する可能性が疑

問視される。この不健康権の主張は、例えば犯罪問題では犯罪は異常性の機能であって精神の健康を増進すれば犯罪も減少するであろうというような健康についての通念的信念に対する反動である限りで、最も健康である者のみが一定の時と所において制定法犯罪とされているものを犯し得ることが理解されるべきであると述べられる。

著者はこの立場を強く斥ける。自己の健康を維持し増進することは満足すべき生活を営むための不可避の条件なのであるから、すべての者の利益となることであり、社会はその生産能力を高水準に維持することを欲するならばその構成員の健康に関心をもたねばならないことを考えると、健康的成長に対する責任感を個々人にしみこませるような哲学が採用される必要があるという。疾患の実在性について、著者は、大多数の場合において医療従事者はその患者が屬性としてというよりむしろ事実問題として一定の病氣にかかったものであることに同意しているという事実に信頼をよせているが、本質論として言うところも批判の余地があり、実際に議論のあるところである。ところで、不健康権を唱える者も一定の条件の下では不健康である権利が治療干渉によって妥協されることを許容しているが、両者は社会がパターナリスティックな様式で個々人の健康を改善すると信じられる一定の治療法を強制することについての危惧の方向・度合が違ふ。著者によれば、ロボトミー手術の危険性は認められるが、鎮静剤・緊張緩和剤の法的運用、アルコール中

毒・薬物常用を中和する治療手段の行使は背認される。犯罪現象については、著者はそれが必ずしも疾患の印してはないことを認めるが、それでも罪を犯すことは大抵の場合社会的に不健全な精神状態をあらわに示すものであり、その「社会病質的態度」の治療のために医学的処置は不適切であり、社会教育的処遇を通じて社会生活の基本的価値を担う責任感をしみこませるべきであるとする(55)。

## (二) 家族関係における責任

(親権の範囲) アメリカにおける主要な論争課題の一つは、親の自治権の適切な範囲を定めることである。國家的干渉の度をめぐって消極的見地と積極的見地が対立する。前者によれば家庭の問題に干渉する國家的権限は最少限にとどめられる。

例えば、親の不完全な義務履行から子供を保護すべき國家の義務は、重い身体傷害・情緒障害を与える場合、性的悪用の場合及び食物や緊急な医学的処置を提供するのに不本意である場合に限定される。家庭に対する司法的干渉のための裁量範囲は正当な介入事由を予め明確に定義することによって厳しく制限される(56)。

著者がやや干渉的方向に傾く気持は十分理解できる。個々の作為・不作為を孤立して眺めると比較的僅少であっても長期に亘ると子供の身体・精神の健康に荒唐の結果を及ぼすことがあるし、その他様々の因素が複合的に結び合つて保護を必要とする事態が生じ得るので、ある程度の司法裁量は避けられないと

の判断から厳格制限説は非現実的ではないか、と(57)。確かに子供の保護には緊要切実な場合があるであろうが、その保護の具体的方策は現状の家族関係の中で個別的にみて多くの場合相当の困難が予測される。親のプライバシーの利益をどう扱うか。緊急事態の法的予防報告義務が誰にどのような形で生ずるか。

### (子供の自己決定権)

親に対する責任として今日論議があるのは、子供の権利・子供の自己決定権をめぐつてである。子供の権利擁護者は、先ず教育について、子供は自分の学習を統御し、方向づける権利をもつべきであると主張する。即ち、何を学びたいのか、何時、何処で、どのように、どれほど学びたいのかを決定する権利を有すべきであり、更に子供は教えられるのを欲するかどうか、何時、どれほど、誰からかを決定する権利をもつべきである。次に、生活環境決定権についても、子供は両親の家庭で暮らしたいのか、別の家族と居住したいのか、それともコミュニケーションや施設で過ごしたいのかを決定する権利を有すべきであると言われる(58)。これに対し、著者は常態心理の経験的事実に訴える。子供は正常な大人の能力と経験を欠いているので、慎重に考慮された判断を必要とする生活領域においては、子供はその親の決定を受けいれることを求めらるべきである。一定の年齢に達した後では、一般的にみて抑圧的で不合理な、人間としての自己の尊厳と両立できないような親の決定には従わなくてよい、と。これは実際的には穏当な妥

評 協であろう。

書

尚、子供の性的自由に關して、一方に極端な解放の立場がある。子供の權利をラディカルに主張する方向で大人よりも制約の少ない性的生活を営むための自由を子供に認める。近親相姦を含むあらゆる性的行動が脱罪化され、如何なる褻褻本であれ、ポルノ・フィルムであれ子供が読んだり見たりすることが許容される(59)。これに対して著者は、強力な感情的衝撃の有する青少年に対する特別の心理的危険性、十代の懷妊や性病感染の危険、教育的課題の挫折を理由に反対する。禁止の理由と規制の理由は同一でなければならぬであろうか。保護と禁止との經濟關係の説明はいかなる意味で説得的であろうか。

### (三) 他者に対する責任

(社会的行為基準) 彼の社会構成員に対する行動の基準として、一群の原理に規範的に依拠するか(原理化道德)、具体的状況の個別的様式の中で非規範的応答としてあるか(個別化道德)対立が考えられる。著者は中間的な指針に依拠するが、一定領域では基本的に普遍的倫理法典である諸価値の複合体を想定している。

(緊急救助義務) 個別的には、他者を侵害しないという消極的義務がどこまで危急乃至悲惨な状態にある者を救護するといふ積極的作為義務によって補足されるべきかという問題が論議されている。英米のコモン・ローは、若干の狭く限定された状況を除いて、危険状態にある者を救助すべき法的義務を認知す

るのを拒んできた。その除外例としては、病氣乃至危険状態にある乗員・乗客を救助すべき船長の義務、事故によって傷害を負わせた者を救助すべき自動車運転者の義務、危険状態にある招待客を救助すべき招待者の義務がある。著者は更に運転者の障害物除去義務、顧客に対する商人の救護義務、医師の応招義務などを認知する(60)。人の生命及び身体の完全性を尊重すべき法的義務を根拠としつつ、不作為による危殆状況にそれを拡張しても比較的小さな拡張であれば一般法原理に反しないとす。作為と不作為との侵害法益危殆の様態の違いに十分留意すべきであろう。

### (四) 社会的・政治的責任

(統治の目的観念) 統治の目的、特に政治責任の判断基準として、第一の見地は共通善、即ち特殊特権集団の利益に対する全体の利益の増進をあげる。著者の立場もこれであるが、その政策的意図は、国家公共的目的のための強制的認知、権利要求と一体となった義務履行の認知を国家構成員に求めることである(61)。第二の見地は権力を政治の指導原理とみるものである。その論者としてニーチエヤラスウエル(62)等があげられる。こ

こでも、著者の哲学理解の方法、表現と存在の心理的関連性についての認識の仕方の虚がうかがわれるが、結局ヒューマニズムの人間学的見地に依拠して権力概念のむき出しの烈しさを和らげ、道具的価値としての権力と究極的目標としての権力を二分する(63)。権力は手段であつて目的ではない。権力愛が思慮

的であるためには権力以外の目的をもって拘束されねばならぬ、と。この理想主義を擁護する根拠を、E・フロムやフランクに依拠して、所謂殆どの健康な人々の心の中にある価値目的の氣質に握える(64)。

(企業の責任関係) 社会的責任の問題例として企業の責任があげられる。巨大企業の責任体制は拡散し、ある作為乃至不作為の責任を負う者を法人の組織構造の中の当事者に求めることが度々有効性を失う状況がある。これに対して罰金を課すことは結局経費として配当障害の形で株主に、或いは価格引き上げの形で一般公衆によって負担されるから疑問であり、「刑法の制裁に服すべき当事者とは自分に帰せられる害悪を意図したか、或いはそれを惹起したことに過失があった法人職員である」とする(65)。

##### (五) 超人格的責任

文明構築に対する超人格的責任とは文明に対する見解の表明に外ならず、著者は積極的立場から社会的責任の特殊様式として非個人的な価値への献身の義務、具体的には繁栄する文明の創造と維持に関連する価値を助成すべき義務を認知する。この立場から、所謂文明というものに対して懐疑的なニッチェ、クラーゲス(66)を遺伝学者ドブジャンスキーに依拠して批判した上で、フロイドの二律背反的態度を評価しつつその本意を換骨奪胎し、結局マックス・シーラーの結論に同調して西欧文明を擁立している。

文明の価値に対するフロイドの立場は二律背反的である。一方で、文明は基礎的本能殊に性的本能と攻撃衝動の充足を減退させるといふ犠牲の上に創り出されてきたという信念を抱いていた。性本能を飼い馴らし部分的に抑圧することは文明化された生活条件の維持にとって基本的であり、そのために用いられるニエルギーは性的関係から引き上げられねばならない以上、文明は経済的必要性の法則に従っているとし、この引き上げの過程を本能の昇華と呼んで、それは科学的、美術的及びイデオロギー的活動の源泉でありその不可欠の前提条件であると述べた(67)。文化的目的のための昇華の過程によるリビドーのこの部分的置き換えは広範な欲求不満と苦悩をひきおこし、神経症の徴候を生み出し、文明に対する敵意を生む傾向があるという事実を照して、文明化された人類社会全体が神経症となるのではないかと述べた。他方、フロイドは、文明の強制的必要性を確信してその維持発展のために冷静に性生活の抑制を受容すべきだといふ人々に対して理解を表明し、自然状態は耐え難いものであるうから文明の廃棄は近視眼的であるとした。

性と文明の関係についてのフロイドの理論は多くの者によって検証に付された(68)が、文化目的のために放出されるニエルギー量は概して本能抑制の度合に比例するとのその結論はフロイドの諸発見と一致していた。著者はこれを倫理的に解釈し、方向性を反転させ、抑制的な性法典によって救出されたエネルギーは文化的努力へと昇華される傾向があると結論し、これを

更に二つの事実によって確認補強する。一つは「偉大な創造的精神は通例その生涯を多かれ少なかれ排他的に人間精神及び文化の探求に捧げた」という事実(68)である。この点は恣意的であると批判される(70)。今一つは歴史の随所で大衆が抑制的道徳法典をむしろ積極的に受容したという事実(71)である。フロイドの指摘では、性的機能は何故かその完全な満足を妨げたり、性的目的からの昇華とかり、ビドラーの置き換えに外ならずように強い嫌悪を伴ってきたということであつた(72)。この事実に対して、フロイドは、幼児期の動物的存在に對する或る種の防衛機制であろうとの仮説を付した。シェーラー(73)に依拠する著者は、ここに着目し、これを敷衍して、文化的活動は抑圧されたリビドー的欲求の昇華ではなく、人間が精神と呼ばれる本来の力を有しているという事実の結果であると結論する(74)。それに加えて、人類にとって文明の恩恵は測り知れない価値があるという認識が前提されて、すべての者に文明の維持改善のための日常的寄与義務が引き出される。日常家事、日課のサービスの輪を回している民衆の無数の小規模な寄与が文化成長の最高の感銘的偉業として称揚され、その反面で「壮麗な生活の綴り織りに一縫を付け加える」義務が各人に求められる(75)。こうして、所謂禁欲的精神主義と快樂的唯物主義という兩極端を避けた調和的宇宙、現代西歐神学の折衷的総合が描き出される。そこでは幸福の概念は多形態的であるとされ、生命の飲むを促進することも、活発な価値を追求することも、個人的に規

律と勤勉と誠実を実行することも、社会的に価値のある任務のために精神生活を選ぶことも、世俗的事物を味わうことも、道徳的に責任ある様式である限り非難されることはないといわれる。

### あとがき

ボーデンハイマー教授の最終的言明そのものについては異論を唱えるべきことは少ないとしても、そこに至る過程には色々と不満足な点もあろう。又、責任の哲学とはあるが、所謂哲学的記述を期待しても失望することにならう(76)。有意義な責任概念を回復するという目的意識が先行して、諸他の異論の検討が不十分であることもあって、保守的、道徳主義の色調が印象づけられる点も否定できない。権利・自由の主張に對して、義務と責任をあらゆる次元に亘って教示すべき要請が強く読み取られることも事実であらう(77)。ただ、道徳的その他の義務の主張が直ちに法的義務強制につながっているわけではない。市民社会の分析や国家本質の理論への現代的視点が直接に出ているわけではないし、西欧社会と東欧社会、資本主義国家と所謂社会主義国家の現実が微妙に重複したり、交錯したり、現実透視されてくる中で、従来の進歩・保守、革新・反動の位相がさほど判然一律には価値判断しにくいところがあるのでこの点の評價には消極的にならざるを得ない。

本書をとりあげたのも、あえて「陳腐な」責任概念をとりあ



けて、近年は不興をかってきた道德問題を新たに扱っている点に関心を抱いたためであるが、本書のように責任の論点を議論するに当っては、概ね言われることの多くは自明の陳腐さという弊病氣を避けることができない。これら様々の責任の相の中に見られる事柄は一般に明白で身近な事柄である。我々は言葉の上では自分自身に何を負っているか、家族、友人、同僚一般に何を負っているかよく知っている。それ故これらの問題について語るに当っては、ナイーブで陳腐であるように見えることを避けることは困難である。併し、陳腐であるということは必ずしも重要でないということにはならないし、この問題が強調され照明されるだけでも意味のある場合がある(18)。現代社会の状況の中で、科学の真理というものに対して西欧の神学的目的観念がどのように対応し、日常生活の次元に亘って吸収し教化するか、その一つの見本として有意義である。法律実務的な結論は、管理的社会へ向う先進国家の現状から概ね穏当な地平にあるであろう。ただ、同一結論に達したとしても、その方向は反対向きであるかもしれない。他によりよい結論が見つからないためであるかもしれない。そして、その理由の射程というものが将来的志向として重要性を帯びるのではないかというのが最終的批評である。

・註

(一) Edgar Bodenheimer, *Philosophy of Responsibility* (19

80), pp. 8—9. 以下本書は Bodenheimer と略す。

(2) Bodenheimer, p. 9.

(3) M・シヤテルナー『唯「者」その所有上・下』片岡啓治訳、現代思潮社。

(4) Bodenheimer, p. 11.

(5) *Id.*, pp. 12—13.

(6) M・シヤトリック『科学としての倫理学』城戸寛訳、画紀書房、一三三頁以下。

(7) O. W. Holmes, *The Common Law* (1916), pp. 12—17.

(8) Bodenheimer, p. 16.

(9) M・ホルン『原因と偶然の自然哲学』鈴木良治訳、みすず書房、五一九頁。

(10) Northrop, "Causation, Determinism, and the 'Good'," in *Determinism and Freedom in Age of Science*, ed. S. Hook (1961), pp. 201, 208.

(11) D・ホーム『現代物理学における因果性と偶然性』村田良夫訳、東京図書、第一章及び第五章一九七頁以下。M・ブンゲ『因果性』黒崎宏訳、岩波書店、二二頁以下、四七頁、四八頁。Northrop, *op. cit.*, pp. 208—210.

(12) Bodenheimer, p. 22.

(13) *See id.*, p. 24.

(14) *Id.*

(15) Hospers, "What Means 'This Freedom?'," in *Determinism and Freedom in the Age of Science*, ed. S. Hook (1961), pp. 126—127.

- (16) ノロイ、『生活心通の辨難』濱川祥枝訳、ノロイ、遺稿集 三三巻、日本教文社、三三八頁以下。
- (17) Bodenheimer, pp. 25—26.
- (18) *Id.*, p. 26.
- (19) マンシヤンスキー『遺言學』種の起原一野井卓他訳、培風館、一九〇頁以下參照。マンシヤンスキー『遺言學人間』杉野他訳、岩波書店、フロンタル『現代人の病』高橋博他訳、丸善、四八頁以下參照。
- (20) Bodenheimer, p. 27.
- (21) *Id.*, p. 28.
- (22) See K. Menninger, *The Crime of Punishment* (1968) ; G. Zilboorg, *The Psychology of the Criminal Act and Punishment* (1951).
- (23) Bodenheimer, pp. 36—37.
- (24) 上・下『法政學の基礎』原金井司訳、岩波書店出版。
- (25) T. Szasz, *Law, Liberty, and Psychiatry* (1963), pp. 16, 228.
- (26) R. L. Dinnond, *Book Review*, 52 *Calif. L. Rev.* 819 (1964).
- (27) Bodenheimer, p. 35.
- (28) Szasz, *supra* n. 25, pp. 228—229.
- (29) N. Morris, "Psychiatry and the Dangerous Criminal," 41 *So. Calif. L. Rev.* 514, at 518—519 (1968) ; N. Morris, *Madness and the Criminal Law* (1982), p. 53 *et seq.*
- (30) S. Halleck, *Psychiatry and the Dilemmas of Crime* (1967), pp. 215—216.
- (31) Bodenheimer, p. 38. See also S. Kadish, "The Decline of Innocence," 26 *Camb. L. J.* 272, at 285—290 (1968).
- (32) Bodenheimer, p. 39.
- (33) A. Goldstein, *The Insanity Defense* (1967), p. 223. See also G. Fletcher, *Rethinking Criminal Law* (1978), pp. 81—846, and Kadish, *supra* n. 31, at 282—285.
- (34) Bodenheimer, p. 40.
- (35) Cf. Daniel Mc Naughton, eds. D. J. West & A. Walk (1977). See also S. Glueck, *Mental Disorder and the Criminal Law* (reprint, 1966).
- (36) Durham v. U. S., 214 F. 2d 862 (1954).
- (37) U. S. v. Frawner, 471 F. 2d 969, at 976—984 (1972). Cf. D. L. Bazelon, "The Morality of the Criminal Law," 49 *So. Calif. L. Rev.* 385, at 395 (1976).
- (38) Bodenheimer, p. 43.
- (39) *Id.*, p. 44. Cf. H. Fingaretto, *The Meaning of Criminal Insanity* (1972), p. 211.
- (40) Louissell & Hazard, "Insanity as a Defense: The Breached Trial," 49 *Calif. L. Rev.* 805, at 818 (1961).
- (41) *People v. Wells*, 202 p. 2d 53 (1919).
- (42) *People v. Forshen*, 336 p. 2d 492 (1965).
- (43) R. L. Dinnond, "Criminal Responsibility of the Mentally Ill," 14 *Stanford L. Rev.* 59, at 83 (1961).
- (44) Bodenheimer, pp. 47—48. See also Arenella, "The Dim-

- inished Capacity and Diminished Responsibility Defenses," 77 Colum. L. Rev. 827, at 850, 853 (1977).
- (49) Bodenheimer, p. 48. See also S. J. Morse, "Undiminished Confusion in Diminished Capacity," 75 J. Cr. L. & Criminology 1 (1984).
- (46) ドイツ刑法六五条は社会治療処分施設への拘禁を規定する。  
『ドイツ刑法典』法曹会。
- (47) Bodenheimer, p. 49.
- (48) フロイト『自らを語る』野田克射訳、フロイト選集第一七巻、日本教文社、一七九頁以下参照。
- (49) フロイト『自我論』井村恒郎訳、フロイト選集改訂版第四巻、日本教文社、五〇頁。
- (50) See Bodenheimer, p. 61.
- (51) See id., pp. 61-62. E・フロム、V・フランクル及びG・オルポットがあげられている。G・オルポット『人間の形成』豊沢登助、理想社、九二頁参照。
- (52) Bodenheimer, p. 62.
- (53) Id., pp. 62-63.
- (54) See id., pp. 58 et seq. Shuman の論文が取りあげられてゐる。
- (55) Bodenheimer, pp. 59-60.
- (56) J. Goldstein, "Medical Care for the Child at Risk," 86 Yale L. J. 645 (1977).
- (57) Bodenheimer, pp. 80-81.
- (58) See id., pp. 83-84. J. Holt & K. Farson の本が取りあげられてゐる。
- (59) See id., p. 77. Farson が批判されている。
- (60) Bodenheimer, p. 100.
- (61) Id., p. 111.
- (62) ラスウェル『政治』久保田きぬ子訳、岩波書店。ニーチエ『権力への意思上・下』原佑訳、ニーチエ全集第一巻・二二巻、理想社。
- (63) B・ラッセル『権力』ラッセル著作集第五巻、みすず書房、二九三頁以下参照。M・ブーバー『人間とは何か』児島洋訳、理想社、七三―七四頁参照。
- (64) E・フロム『正気の社会』加藤正明他訳、社会思想社、三三頁。
- (65) Bodenheimer, p. 117. V・フランクル『時代精神の病理学』宮本忠雄訳、フランクル著作集第三巻、みすず書房三三六頁。
- (66) ニーチエ『善悪の彼岸』木暮淳定訳、岩波文庫。L・クラッゲス『意識の本質について』千谷七郎訳、勁草書房、一三三頁以下、特に一四二頁参照。
- (67) フロイト『文化論』土井正徳訳、フロイト選集第六巻、六〇頁以下。
- (68) See Bodenheimer, pp. 120-127.
- (69) Bodenheimer, p. 131.
- (70) P. Milroy, Book Note, 44 Modern L. Rev. 362 (1981).
- (71) Bodenheimer, p. 132.
- (72) フロイト、前注六七、七四頁。
- (73) M・シーラー『宇宙における人間の地位・哲学的世界観』亀井裕他訳、シーラー著作集第一三巻、白水社。

評

(74) Bodenheimer, p. 132.

(75) T・シャルダン『人間の未来』伊藤他訳、シャルダン著作集第  
七巻、みすず書房、一一二頁以下、特に一一四頁参照。

(76) Milton, *supra* n. 70.

(77) I. Jenkins, *Book Review*, 26 *Am. J. Jurisprudence* 240.

(78) *Id.*, at 241-242, 243.

書